第１回京都府いじめ防止対策推進委員会

日　時：平成28年６月22日（水） 14:00～

場　所：ルビノ京都堀川「松」

会議次第

１　開会

２　決定事項
　(1)　委員長選出

３　説明事項
　(1)　前回委員会の概要
　(2)　京都府いじめ調査について
　(3)　各種啓発リーフレット等について

４　その他

５　閉会

説明１

平成27年度第５回いじめ防止対策推進委員会　概要

１　日　時　平成28年２月24日（水）　午後２時00分から同４時00分
２　場　所　ルビノ京都堀川「松」
３　出席者　【委　員】７名
　　　　　　【府教委】教育企画監、学校教育課長　他
　　　　　　【傍聴者】なし
４　概　要
（事務局からの説明事項）
（1）前回委員会の概要
（2）京都府いじめ調査について
（3）平成28年度当初予算について

＜主な意見＞

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ調査について

○　高等学校の未調査者数が第１回目に比べてかなり増えているのはなぜか。

●　２回目の調査実施時期である夏休み明けや２学期以降は、長期欠席や不登校になったり、進路変更をしようと考えたりする生徒が出てくる時期であり、生徒も保護者も調査を受けようとしないことがある。特に仕事と両立しながら通っている定時制課程に多い。希望して高校に入ってきたので、そのようなことは減らしていきたいとは考えている。

○　未調査者の状況のうち、「その他」は外国籍とのことだが、昨今外国籍の子どもの未就学が問題になっているが、状況は把握しているのか。

●　他国籍の子どもたちは入学時にわかるので、人権にも十分配慮しながら、取り組んでいる。日本語がわからない場合は、加配措置をしたりいろんな形で支援している。子どもたちは日本語を覚えるのは早いが、保護者のほうが日本語を理解するのに時間がかかるので、例えば学級通信をひらがなを多く使ったものにするなどいろんな配慮はしている。

○　府内では、就学義務がある段階での未就学はないのか。

● 年齢超過の場合は受け入れることは難しいが、義務教育段階では各市町で受け入れるように対応されている。

○ 高校の通信制は40歳ぐらいの人や10数年間在籍しているような人もいて、実体把握が難しい部分もあるが、府所管の学校であれば、なんらかの形で状況を把握する必要がある。

● 通信制で登録している20%ぐらいの方が今回の調査に応じているが、毎年登録手続き等で登校した際に、いやなことはなかったかを聞いてもらうよう各学校にお願いしている。ただ、学校に来ることが少ないので、なかなか難しい実態もある。

○ いじめ防止対策推進法では、学校外で起こったことであっても、双方に学籍があればいじめとして対応することとなっている。アルバイト先でのいさかいなど普通の高校生と世代の違う通信制の生徒の間でも制度的にはいじめになることもあるので、把握しておいた方が良い。

○ 通信制は未調査者の把握が難しく、整理上、若い年代層と分けて把握しておくことがいいのではないかと感じる。

● 法律上は在籍している生徒間なら何でもいじめになる。例えば、私学の通信制、府立の定時制でもそうなるし、年齢も22歳くらいから70、80歳代までいる。法律上の定義だけでいじめを正確に捉えるのは難しい部分もあるが、京都府では最低限、在籍し学校に来ている子どもたちのいじめは把握していきたい。

○ 各市町の解消率を見ると、一部市町を除いて、ほぼ１００%に近く非常に高いが、解消について、各市町でどう捉えられているかは気になる。

● 解消率が高い要因ははっきりはわからないが、アンケートに記入した後、聞き取りもするので、そこで確認できれば解消に挙がってくる。ただ、解消しているが経過的に見ていかなければならないというものについては、学校で十分注意し配慮していると思う。

○ 第２段階の捉え方について、教職員の判断としてあげなくてもいいと捉えていても、本人や保護者の側がまだ続いていると認識しているケースがあるかもしれないが、その辺のケースがどう扱われるのかも気になる。

第２段階は、第３段階に上がりそうなものや、経過観察の中であがっているものなど幅広いと思う。各市町でおそらく把握されていると思うが、この委員会では、何らかの形で把握できているのが良い。

● 第２段階の教職員の捉え方と保護者や子どもの思いにズレがあることは怖いことだと思うが、教職員は大丈夫だと思っているが、子どもたちが心に持っていたら解消ではないので、経過観察にあげていると思う。

○ 結果の公表で、第三者による検証等の努力義務があるが、この調査は学校でどのように活用されているのか。特に府立学校について、第３者による検証にまで至らないまでも、組織的な取組として現実に活用されているのか。

● 高校では、担任だけの判断で出すことはまずあり得ない。担任、学年部長、生徒部長、保健関係、管理職が入った校内のいじめ対策会議という会議をもって、このケースは何段階にあげようということを決めている。そこでフィルターをかけるので、担任の主観だけで決めることはまず無いと考える。

学校によって違いはあるかもわからないが、何段階にいるか、未調査がどれだけいるかというのは、いじめ対策会議の中で情報共有している。

また、スクールカウンセラーにも相談して、被害にあった子、加害となった子へのカウンセリングを行うなどの配慮もしている。

○ この学校ではこんな取り組みしてますよという良い情報の共有や、情報を広めてもらうことがあれば良い。

● 中学校や高校は教科担任や部活があるので、いろんな面で子どもを見ているが、小学校は担任が中心で、担任の主観だけでどの段階にするかを決める恐れがある。

これがいちばん怖いので、既存の組織でもいいので十分に情報共有して取り組むように校長会等で伝えている。

○ 解決の捉え方として、とりあえず謝罪会をして、それが悪い流れのスタートになってしまいこじれているケースも全国的にある。生徒指導の問題として、児童生徒をしっかり理解し、その背景とか特性を踏まえる必要がある。それぞれの学校で第２段階の軽重をしっかり把握して、見ていく必要がある。そのことをどのように現場に求めていくかに意味がある。

○ 国の問題行動等調査では、不登校のうち友達関係の中でいじめが原因と言われたら重大事態になる。そのことについて検証されており、問題行動等調査の不登校の捉え方に手直しの予定があるかもしれないので、不登校型の一歩間違えるといじめとなるようなケースについて、現場レベルではしっかりアセスメントすることが大事だと考える。

● 不登校の調査をすると、そのきっかけとして、「いじめを除く友人関係」が多い実態があるが、その理由で学校が把握しているのか、保護者も納得しているのかと思うところはある。

○ 第１段階の件数からすると、同じ子が重複してやっている可能性もあり、そこが気になる。

○ 同じ加害者がいじめを繰り返しているような場合は、生徒指導的なことにもつながり、重大事態というより、教育委員会の方でも加害者への対応をしっかりバックアップしてやっていく必要がある。

○ 第２段階は30%ぐらいしか解消していないが、関係がこじれているものや家庭の課題、加害側、被害側双方の課題から、簡単に解消しないものもあり、当然であると思う。教員が解消したと思っていても、生徒間ではそうではないこともあり、むしろ解消していないケースがあることを学校側が認識していることは、良いのではないかと思う。そういうケースに対して校内の委員会がどういうふうに機能しているのか、あるいは機能させたいけどできてないということがあるのか、具体的なケースがあれば良い。

● 加害側が一人で被害側が多数いるというのはあると思う。家庭での虐待が要因となって、学校で複数の子どもに危害を加え、それがいじめとなっていることも考えられる。そういった子どもをどう支援していくかということが今後大切だと感じている。

○ いじめの態様のところで、「④ひどく叩かれたり、蹴られる」、「⑤金品をたかられる」、「⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」というのは、結構激しい態様であり、場合によっては刑事事件ではないかと感じる。それを第１段階、第２段階で未解消として見守っている状況が、府立学校でもあるということだが、複数回答なので、加害側と被害側が同じで繰り返されているのかもしれない。双方にどのように個別に対応されてるのか。

● このレベルになると、家庭謹慎や登校謹慎等の生徒指導処置のレベルとなり、お互いで事実確認をして、状況によっては警察が入ることもある。

○ 態様の「①冷やかしやからかい、悪口等」、「②仲間はずれ、集団による無視」、「③軽くぶつかられる」等も生徒指導対応になるのか。

● 個々のケースにより、双方の生徒から聞き取りをして判断する。人間関係がどうなっていくか、継続的にみて第２段階にあげることもある。学校がこれは生徒指導の対象だと判断すれば、生徒指導の対応をする。

○ 全日制で第２段階の中で解消までいっているものは少ないが。

● 現在、３月末にかけて、解消されていないものの状況を聞き取り調査している。
　卒業すれば別だが、急に解消するものでもないので、継続しているものは次の第１回目の調査に挙がってくる。

○ 調査結果の公表に関わって、例示として学校便り等で保護者に知らせるとあるが、そういうことをしている学校はあるのか。

● 学校により様々であると認識している。調査をしていることは子どもを通じて親に言っているので、何らかの形でフィードバックしている。概要のみか細かい数字まで知らせているのかは、学校によっていろいろである。

○ 学校によって違いはあっても、保護者に返していくことによって、意識を高めるという流れが必要である。

説明２

８教学第719号
平成28年５月20日

各市町（組合）教育委員会教育長　様

京都府教育委員会
教育長　　小田垣　勉

平成28年度いじめ調査の実施について

いじめの問題への更なる取組の充実に資するために、別紙「平成28年度いじめ調査実施要項」に基づきいじめ調査を実施しますので、各学校において適切に実施願います。

なお、本調査を活用して、不登校、居所不明、虐待や反社会的行動に巻き込まれる可能性がある状況など、児童生徒の状況をより一層正確に把握し、必要に応じて関係機関等も含めた適切かつ丁寧な対応につなげていくため、本調査の未調査児童生徒の状況把握に取り組むものとしていますので、適切に対応願います。

担　当	学校教育課指導第２担当　吉川
TEL/FAX	075-414-5840/075-414-5837
e-mail	m-yoshikawa16@pref.kyoto.lg.jp

平成28年度いじめ調査実施要項

1　調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2　調査対象

府内の全公立小学校・中学校（京都市立学校を除く）の児童生徒

3　調査方法

(1)　学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

(2)　アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。

ア　別添の府のアンケートを使用して実施

イ　学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施

(3)　アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

(4)　小学校１年生・２年生・３年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

(5)　長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

(6)　別添「小中学校いじめ調査の実施上の留意点」を参照の上、調査を実施する。

4　調査の実施

(1)　１回目、２回目の調査は３の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施すること。

(2)　２回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成29年３月末までに調査を実施すること。

(3)　各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5　結果の集計

(1)　調査結果は次の３段階で集計する。

・１段階：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

・２段階：１段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況

にあるもの。

・３段階：①２段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。

②２段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

(2)　各項目ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。

(3)　集計には、アンケート等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6　未調査者の取扱い

３の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

7　結果の報告

４に基づいて実施した集計結果については、次の期日までに京都府教育委員会に報告することとする。

なお、年間の集計結果については、文部科学省が実施する「平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

(1)　１回目の調査　　平成28年８月９日(火)

(2)　２回目の調査　　平成29年１月20日(金)

8　結果の公表

(1)　学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2)　今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

小中学校いじめ調査の実施上の留意点

1　調査の実施にあたって

(1)　各学校では調査の実施にあたり、調査の目的等を全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、十分理解させた上で実施すること。

(2)　今回の調査は、いじめの実態を明らかにして、早期発見、早期対応することが第一の目的であること。

(3)　アンケートはいじめを把握する手立ての一つであるが、アンケートにより全てのいじめが把握できるものではないので、実施したアンケートを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、丁寧に聞き取り調査を行うこと。

(4)　いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう留意して実施すること。

(5)　調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施すること。

(6)　長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施すること。

2　調査対象に関して

調査当日に在籍する全ての児童生徒を対象とする。

3　調査方法に関して

(1)　アンケートの実施にあたっては、調査の目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。

(2)　アンケートの記入にあたっては、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が記名でも書きやすい環境づくりに努めること。

(3)　小学校１年生・２年生・３年生においては、質問内容を読み上げて分かりやすく説明しながら進めたり、個別の聞き取り調査と同時に実施して教員が記録したりするなど、児童の状況を十分考慮して実施すること。

(4)　長期欠席者等アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童の状況を十分考慮して実施すること。

(5)　個別に聞き取りを行う場合、聞き取りをする時間や場所等の実施方法について配慮すること。

4　結果の集計に関して

(1)　各学校において、調査結果を「いじめ調査集計票（学校用）」にとりまとめて市町（組合）教育委員会に提出する。なお、集計の際には、１段階、２段階、３段階、それぞれのいじめの状況について「件数」「解消件数」「態様」について、学年別・男女別に実人数で集計をすること。

ア　１段階

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※　「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

イ　**2段階**

1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるもの。

※　学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある（あった）ものとする。

（例）
- １段階の中で未解消の状態のもの（解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。）
- 学校を欠席している状態が継続するなど、３段階に至る恐れのあるもの

ウ　**3段階**

- **２段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。**
- **２段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。**

※　なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、３段階として認知するものとする。

その場合、１段階及び２段階にもカウントすること。

(2)　各段階の「件数」は、いじめを受けた児童生徒ごとに１件として数える。その際、同一人物が反復していじめを受けていても１件として扱う。

(3)　「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、１件として扱う。

(4)　「いじめのアンケート」の「問２」については、各番号にチェックされていたら、その番号のいじめの態様に１をカウントする（複数回答あり）。

(5)　集計表の「児童（生徒）の状況」欄の「家庭訪問等で調査できた児童（生徒）数」欄については、長期欠席等により、学校においてアンケートや聞き取り調査ができなかったが、家庭訪問等で状況を把握することができた児童生徒数を調査児童（生徒数）の内数として記入する。

(6)　家庭訪問等により状況把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ、集計表の「未調査者の状況」欄に理由毎に計上し、報告すること。なお、理由が「その他」の場合は、その具体的な状況を記入すること。

(7)　**未調査者については、前回（平成27年度2回目）の調査においても未調査であった児童生徒の数を内数として記入すること。ただし、小学校１年生と中学校１年生は除く。**

(8)　市町（組合）教育委員会は、「いじめ調査集計票（教育委員会用）」（別紙様式１－２、２－２）にとりまとめて、貴市町村を所管区域とする教育局長あて電子媒体で提出する。

(9)　教育局は、「いじめ調査集計票（教育局用）」（別紙様式１－３、２－３）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

(10)　府立高等学校附属中学校は、「いじめ調査集計票（学校用）」（別紙様式２－１）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

５　その他

(1)　本いじめ調査の趣旨を理解し、教職員以外の守秘義務を有した外部者に依頼して、結果の検証に努めること。

(2)　調査により児童生徒から回収した質問用紙は、市町（組合）教育委員会の定められた期間、保存しておくこと。

(3)　学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域が連携していじめの問題に取り組むよう努めること。

【小学校・中学校用】

いじめのアンケート

児童・生徒のみなさんへ このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。

年　　組　　名前

<u>※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。</u>

問１　あなたは、今年の〇月〇日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む)、【問２】の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事はありますか？

（　　）ある　　（　　）ない

※「ある」と答えた人は問２・３・４・５に、「ない」と答えた人は問４・５に答えてください。

問２　それはどのようなことですか。されたこと全てに〇をしてください。

①（　）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
②（　）仲間はずれ、集団による無視をされる。
③（　）軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④（　）ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
⑤（　）金品をたかられる。
⑥（　）金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦（　）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
⑧（　）パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
⑨その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※上のこと以外にもあれば書いてください。

問３　今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を〇で囲んでください。

①今はない　　②今もときどきある　　③今もよくある

問４　いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を〇で囲んでください。

①ある　　②ない

「ある」に〇をつけた人は、知っていることを書いてください。

問５　いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

別紙様式1－1【小学校】

いじめ調査集計票(学校用)

学校名	

アンケートの状況

	府様式を使用(活用)	学校独自様式を使用
記名式		
無記名式		

※上記表の一カ所に「1(半角)」を入力してください。

児童数の状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
在籍児童数							0
調査児童数							0
家庭訪問等で調査できた児童数(内数)							0
未調査児童数	0	0	0	0	0	0	0
前回(平成27年度2回目)に引き続き、今回の調査でも未調査の児童数(内数)		0	0	0	0	0	0
確認	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK

←NGがでたら再確認をしてください。

1段階のいじめの状況

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

男子 未解消数	0	0	0	0	0	0	0
女子 未解消数	0	0	0	0	0	0	0

←未解消数

いじめの態様	件数
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	
金品をたかられる。	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	
その他	

2段階のいじめの状況

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

男子 未解消数	0	0	0	0	0	0	0	←未解消数
女子 未解消数	0	0	0	0	0	0	0	

男子確認	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	←NGがでたら、第1段階の未解消数と第2段階の未解消数が不一致なので、再確認してください。
女子確認	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK	

いじめの態様	件数
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	
金品をたかられる。	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	
その他	

3段階のいじめの状況

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							0
女子							0
学年別合計	0	0	0	0	0	0	0

男子 未解消数	0	0	0	0	0	0	0
女子 未解消数	0	0	0	0	0	0	0

←未解消数

いじめの態様	件数
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
仲間はずれ、集団による無視をされる。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	
金品をたかられる。	
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	
その他	

学年	3段階のいじめの具体的状況や学校等の対応など自由記述（3段階と判断した根拠も含めて）

※必要に応じて行数は増やしてください。

未調査者の状況

理由	性別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
保護者、児童とも居所不明	男子							0
	女子							0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	男子							0
	女子							0
保護者や児童が調査に応じない。	男子							0
	女子							0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	男子							0
	女子							0
病気・入院・死亡等により調査ができない。	男子							0
	女子							0
※その他	男子							0
	女子							0
合　計	男子	0	0	0	0	0	0	0
	女子	0	0	0	0	0	0	0
	学年合計	0	0	0	0	0	0	0
	男女確認	OK	OK	OK	OK	OK	OK	OK

↑NGがでたら、未調査数が不一致なので、確認してください。

前回(平成27年度2回目)の調査においても、未調査であった児童数(内数)

未調査者数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							0
女子							0
学年別合計		0	0	0	0	0	0

※その他の具体的状況を記入(未調査者の項目に入れられない特別な場合)【必要に応じて行数を増やすこと】

学年	性別	状　況

資料３

保護者の皆さんへ

京都府では平成26年4月「京都府いじめ防止基本方針」を策定し、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組んでいます。
アンケート調査等を活用して、ささいな事象も丁寧に把握し対応しています。
いじめの未然防止、早期発見及び早期対応のためには、御家庭の協力が不可欠です。日頃から子どもとのコミュニケーションを大切にしてください。

いじめを未然に防止するためには・・・

未然防止
★子どもの話を最後まで聞き、子どもの心に寄り添いましょう。
★子どもと一緒に過ごす時間をつくりましょう。
★子どもの良い所をほめて、自信をもてるようにしましょう。 など

早期発見

一人で悩まないで 相談から解決へ

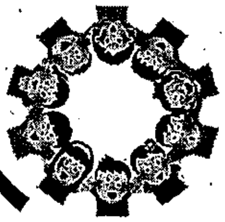

子どもはサインを発信しています。見逃さないで！（裏面でチェック）

常日頃から子どもの様子をしっかり把握して、話を聞いてあげてください。
「子どもの様子が変だ」「いじめの話を子どもから聞いた」など、気になることがありましたら、

相　談

先ず学校に相談を！！
学校は子どもたちをしっかり守り、全力で解決にあたります。

学校以外にいじめに関する相談を受け付けている相談機関
★24時間子供SOSダイヤル…………0120−0−78310
★京都府総合教育センター
ふれあい・すこやかテレフォン…………075−612−3268(3301)、0773−43−0390
メール教育相談…………http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm
あるいは、「メール教育相談　京都」で検索
★ネットいじめ通報サイト…………http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118
(スマートフォン・携帯電話からも相談できます)
★少年サポートセンター　ヤングテレホン…………075−551−7500
★京都いのちの電話…………075−864−4343
★子どもの人権110番…………0120−007−110

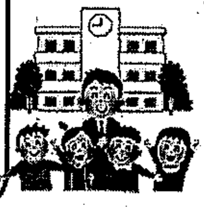

いじめの事例
◎叩く、殴る、蹴るなどの暴力的な行為
◎物品を取る、隠す、壊す
◎悪いうわさを流す
◎笑いものにする
◎悪口を言う
◎無視をする　など

「ネットいじめ」が増えています
ネットいじめなどのインターネット上のトラブルに巻き込まれないために、子どもの持っている携帯電話やスマートフォン等の利用状況を把握するとともに、フィルタリングの設定や家庭でのルールづくりなどをしてみましょう。

★家庭・学校・関係機関が手をたずさえて、いじめの問題に取り組みましょう。

いじめ発見チェックリスト

※このチェックリストは、いじめを発見するためのポイントを示しています。
次の項目にあてはまる場合は、その背景にいじめがあるかもしれないということを踏まえて、子どもの様子をさらによく見ていく必要があります。

項目	✓	主な状況
生活や態度の変化		表情が暗くなり元気がなくなった。
		イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなった。
		ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりするようになった。
		登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしぶるようになった。
		食欲が急に落ち、寝付きが悪くなった。
		メールや呼び出し音等、携帯電話をとても気にするようになった。
言動の変化		急に無口になり、家族との会話を避けるようになった。
		学校や学級を変わりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。
		「どうせ自分はだめだ」「死にたい」などともらすようになった。
服装・持ち物の変化		理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られるようになった。
		体に理由のはっきりしないすり傷や打撲のあとが見られるようになった。
		持ち物や勉強道具が頻繁になくなったり、壊れたり、落書きされたりするようになった。
		お金の使い方が荒くなり、使い道を言いたがらなくなった。
		必要以上にこづかいを要求するようになった。
		家から品物やお金を持ち出すようになった。
友だち関係の変化		友だちと遊ばなくなり、家にとじこもりがちになった。
		知らない友だちからの電話があり、不自然な外出が増えた。
		親しい友だちが急に来なくなったり、友だちに対する不満を口にするようになった。
加害者になっていませんか		買っていないものを持っている。
		こづかい以上のお金を持っている。
		友だちへの言葉遣いが命令口調になっている。
		言葉遣いが悪くなったり、すぐかっとして暴力をふるったりするようになった。

平成28年6月　京都府教育委員会

だれもがあんしんしてえがおですごせるがっこうを

～みんなのちからでいじめをなくそう！～

ともだちから、わるぐちをいわれたり、むしされたり、なかまはずれをされたり、たたかれたり、けられたり、むりやりになにかをさせられたりしたらいやだよね。
こんないやなきもちにさせることを
「いじめ」っていうんだ。

「いじめはぜったいダメ」

いじめは ぜったいにしてはダメなんだよ。
「いじめかな」とおもったら、いってね。せんせいたちは、いじめがなくなるようにします。

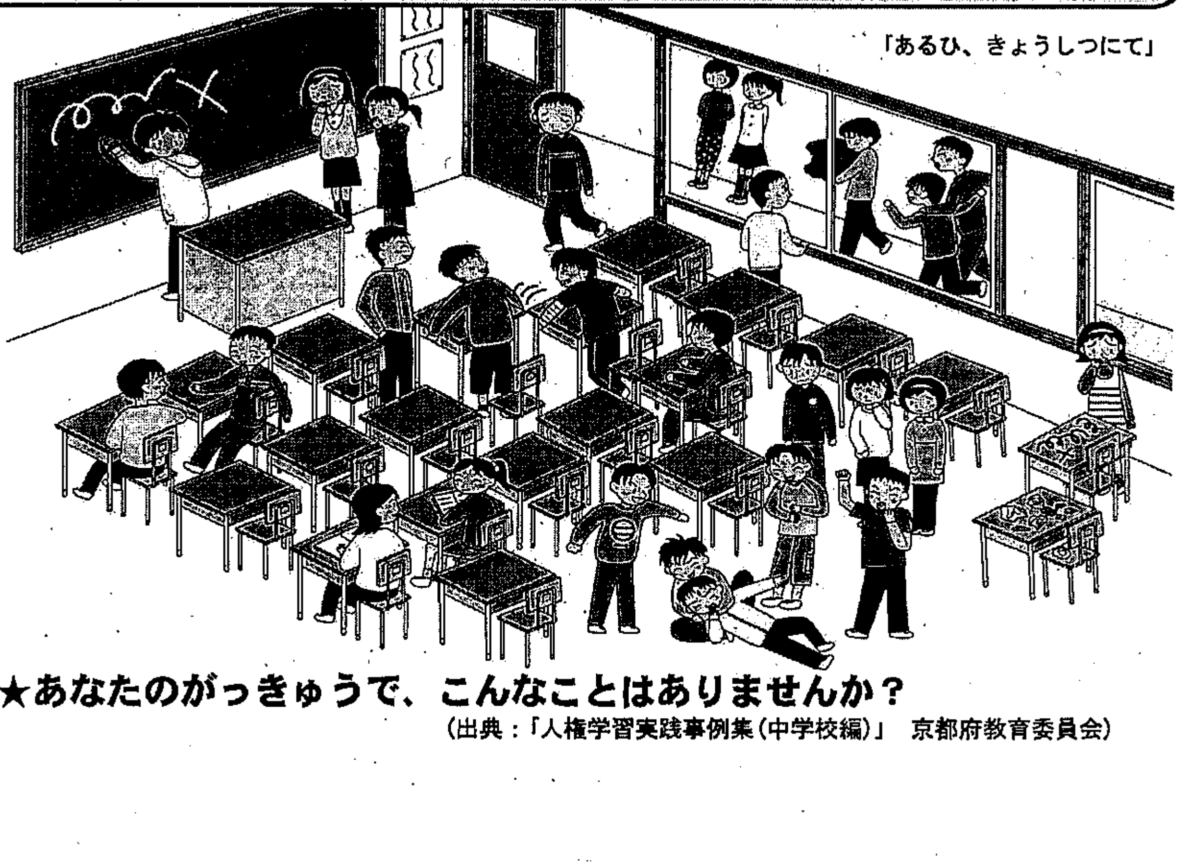

「あるひ、きょうしつにて」

★あなたのがっきゅうで、こんなことはありませんか？

（出典：「人権学習実践事例集（中学校編）」 京都府教育委員会）

いじめはみんなでなくしましょう

いじめをうけているあなたへ

- あなたはなにもわるくないよ。
- **あんしんしてがっこうにきたらいいからね。**
- あなたはひとりぼっちではないよ。せんせいやともだち、おうちのひとに**ゆうきをもっていやだなとおもったことをはなしてね。**

平成27年度 人権擁護啓発ポスターコンクール
京都府市長会会長賞
中川亜星紗さん（長岡京市立長岡中学校2年）

いじめをしているあなたへ

- **あいてのきもちをかんがえて**みようよ。きっとなかよしになれるよ。
- ほんとうは、きみのこころもモヤモヤしてるんじゃない?**きみのきもちをはなしてみて**よ。きもちがす～っとするよ。

いじめをみているあなたへ

- いじめをみかけたら、**ゆうきをだしてとめたり、だれかにそうだんしよう。**
- 「いっしょにあそぼう」「だいじょうぶ？てつだおうか」
やさしいことばでえがおがいっぱいになるよ。

あたたかく えがおいっぱいの がっこう がっきゅうにしよう

がっこうは、みんなでたすけあって たのしくすごすところです。
みんなでいじめのない あたたかく えがおいっぱいの がっこう がっきゅう にしていきましょう。

「いじめはしません　いじめをさせません　いじめはゆるしません」

平成28年6月　京都府教育委員会

誰も安心して笑顔で過ごせる学校を

～みんなの力でいじめをなくそう！～

いじめとは

あなたが、同じ学校・学級や塾・スポーツクラブ等で知っている子どもたちから、悪口やかげ口を言われたり、無視や仲間はずれをされたり、使い走りをさせられたり、叩かれたり、けられたり、無理やりいやなことをさせられたりして、心や体が傷つき、苦しむことがあれば、それはいじめです。インターネットやメール等を使って悪口を言われたり、勝手に画像を送られたりし、いやな思いをすることもいじめです。

いじめ防止対策推進法について

『第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。』

これは、平成25年９月にできた「いじめ防止対策推進法」という法律です。いじめは絶対にしてはダメということが決められました。

そして、学校と先生は、子どもがいじめを受けていると思われるときには、すぐにいじめがあるかどうか調べて、いじめが無くなるようにしなければならないことが決められました。

ネットいじめ

- メールやブログ、ＳＮＳなどに人を傷つけることを書く。
- 人のいやがる画像や映像を送る。
- 人のアドレスや写真などを勝手にのせる。

これも「いじめ」です。

場合によっては「犯罪」として罰せられます。

★あなたの学級で、こんなことはありませんか？

「ある日、教室にて」

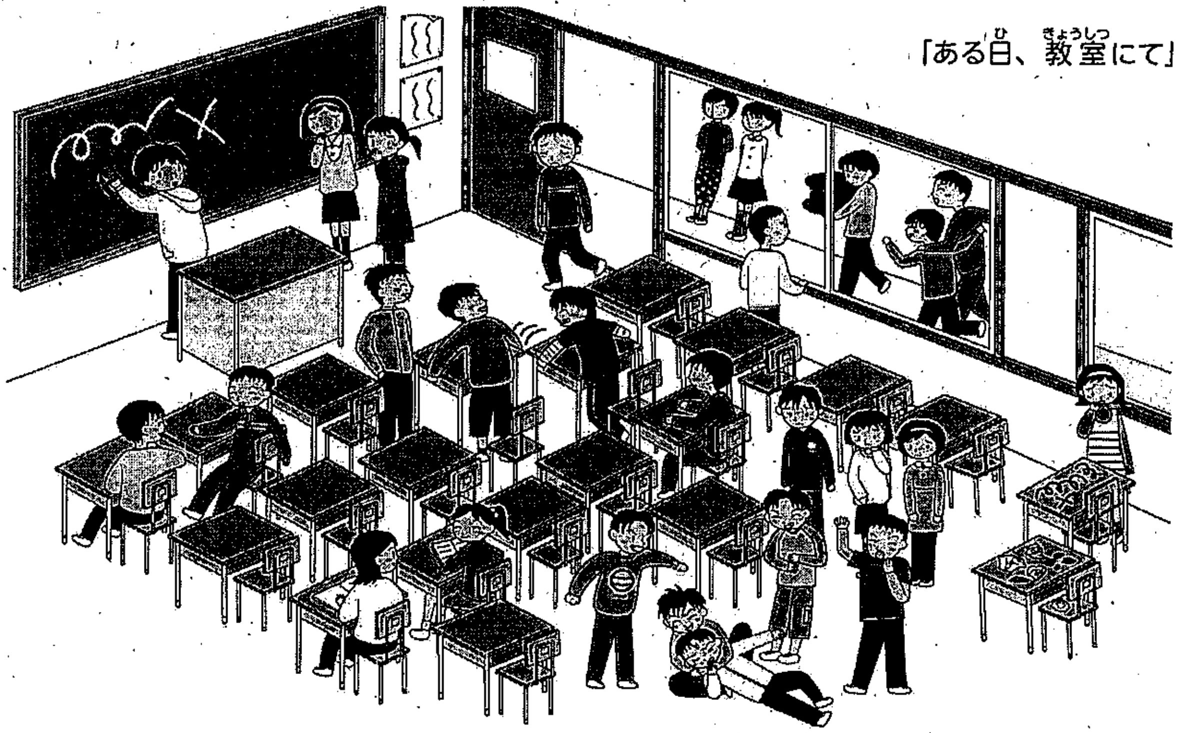

（出典：「人権学習実践事例集（中学校編）」　京都府教育委員会）

いじめは人として絶対に許されない行為です

いじめをうけているあなたへ

・あなたは何も悪くありません。あなたには、安心して学校で過ごす権利があります。
・あなたはひとりぼっちではありません。勇気を持って相談してください。学校はあなたを絶対に守り通します。
・何よりもかけがえのない命を大切にしてください。

平成27年度 人権擁護啓発ポスターコンクール
京都府市長会会長賞
中川亜里紗さん（長岡京市立長岡中学校2年）

いじめをしているあなたへ

・相手の気持ちを考えてみてください。あなたのしていることは正しいですか。本当にそれでいいですか。
・あなたは軽い気持ちだったかもしれませんが、それはいじめかもしれません。取り返しのつかないことになることもあります。相手が笑っていても、実は心で泣いていることもあるのです。
・本当はあなたも悩んでいるのではありませんか？あなたの悩みを聞かせてください。

いじめを見ているあなたへ

・自分はいじめていなくても、いじめを見ても知らないふりをするのは、いじめているのと同じです。
・あなたが「もうやめなよ」と声をあげてください。一人で言えない時は、仲間で一緒に「もうやめなよ」と言ってください。それで大切な友だちを救えます。
・いじめられている人に声をかけてください。いじめられている人の思いを聞いてください。そして勇気を出して、すぐに家族、先生、友だちなど助けてくれる人に伝えてください。

あなたの学校、学級はどうですか？
一人一人が

「いじめを　しない　させない　許さない」

仲間を大切にして、みんながいじめをなくそうとすることが、安心して笑顔で過ごせる学校をつくる第一歩です。

関係相談機関

◎24時間子供SOSダイヤル　０１２０－０－７８３１０

◎京都府総合教育センター

◆ふれあい・すこやかテレフォン【毎日24時間対応】
０７５－６１２－３２６８（３３０１）、０７７３－４３－０３９０

◆メール教育相談（スマートフォン・携帯電話からも相談できます。）
http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm
あるいは「メール教育相談　京都」で検索してください。

一人で悩まないで。

◎ネットいじめ通報サイト（スマートフォン・携帯電話からも相談できます。）
http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118

◎少年サポートセンター
ヤングテレホン【毎日24時間対応】０７５－５５１－７５００

平成28年６月　京都府教育委員会

誰もが安心して笑顔で過ごせる学校を

～みんなの力でいじめをなくそう！～

いじめとは　同じ学校・学級や塾・スポーツクラブ等の仲間や集団から、学校の内外に関係なく、「悪口を言われる」、「無視される」、「仲間はずれにされる」、「使い走りをさせられる」、「叩かれたり蹴られたりする」、「無理矢理何かをさせられる」など（インターネットを通じて行われるものを含みます。）により、あなたがいやな思いをしたらそれはいじめです。

いじめ防止対策推進法について

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、『第4条　児童等は、いじめを行ってはならない。』と法律でいじめは禁止されました。

併せて、学校と教職員は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切にかつすばやく対処しなければならないことと定められました。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

ネットいじめ

・メールやブログ、SNS上で人を傷つけることを書く。
・人のいやがる画像や映像を送る。
・人のアドレスや写真などを勝手にのせる。

これも「いじめ」です。

場合によっては「犯罪」として罰せられます。

★あなたの学級で、こんな光景はありませんか？この光景を見て何を感じますか？

「ある日、教室にて」

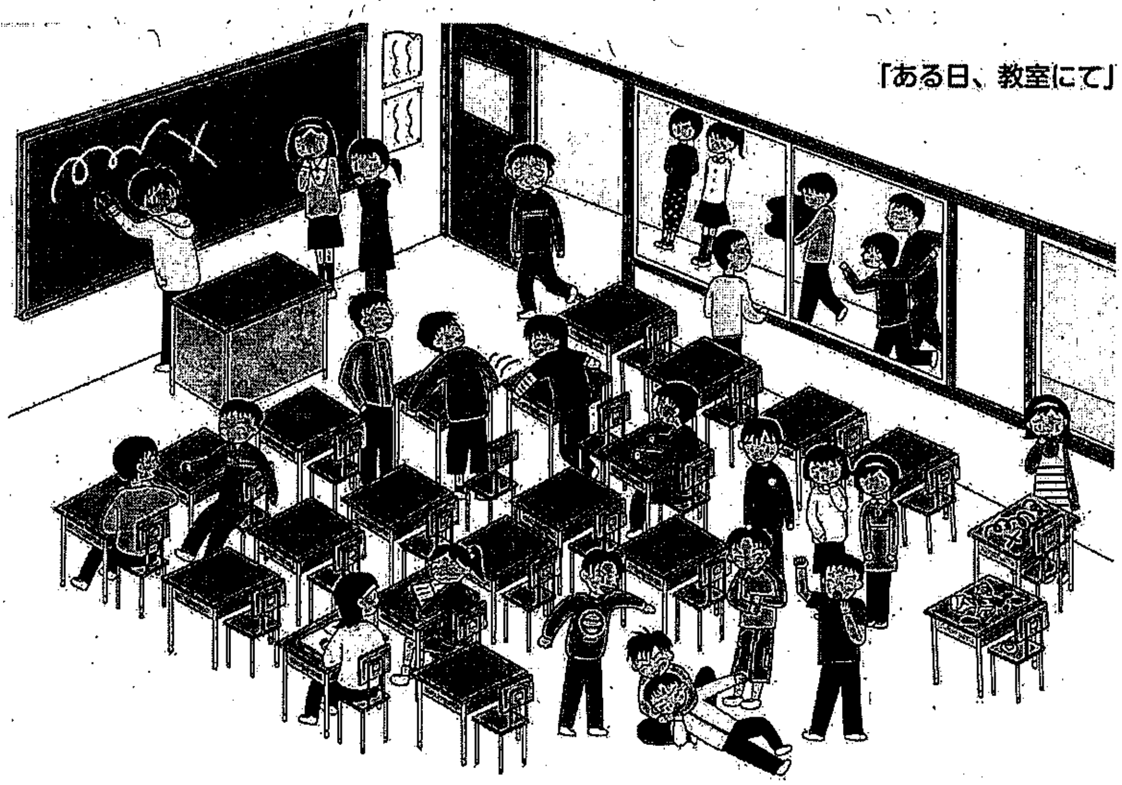

（出典：「人権学習実践事例集（中学校編）」　京都府教育委員会）

いじめは人として絶対に許されない行為です

いじめをうけているあなたへ

・あなたは何も悪くありません。あなたには、**安心して学校で過ごす権利**があります。
・**勇気を持って相談してください。学校はあなたを絶対に守り通します。**
・何よりもかけがえのない**命を大切に**してください。

平成27年度 人権擁護啓発ポスターコンクール
京都府市長会会長賞
中川亜里紗さん(長岡京市立長岡中学校2年)

いじめをしているあなたへ

・相手の気持ちを考えたことがありますか。本当にそれでいいですか。
・あなたが軽い気持ちでしたことが、取り返しのつかないことになることもあります。相手が笑っていても、心で泣いていることもあるのです。
・本当はあなたも悩んでいるのではありませんか？

いじめを見ているあなたへ

・自分はいじめていなくても、いじめを見ても知らないふりをするのは、いじめているのと同じです。
・声をかけてください。勇気を出して、すぐに家族、先生、友だちなど信頼できる人に相談してください。
・一人で難しいときは、2人、3人、みんなで協力して行動してください。みんなの勇気が大切な友だちを救います。

あなたの学校、学級はどうですか？
一人一人が
「いじめを　しない　させない　許さない」
仲間を大切に、みんなでいじめをなくそうとすることが、
安心して笑顔で過ごせる学校をつくる第一歩です。

関係相談機関

◎24時間子供SOSダイヤル　0120－0－78310（なやみいおう）
◎京都府総合教育センター
　◆ふれあい・すこやかテレフォン【毎日24時間対応】
　　075－612－3268（3301）、0773－43－0390
　◆メール教育相談（スマートフォン・携帯電話からも相談できます。）
　　http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm
　　あるいは「メール教育相談　京都」で検索してください。

一人で悩まないで。

◎ネットいじめ通報サイト（スマートフォン・携帯電話からも相談できます。）
　　http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=118
◎少年サポートセンター
　　ヤングテレホン【毎日24時間対応】075－551－7500

平成28年6月　京都府教育委員会